

独立行政法人環境再生保全機構の
業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容

平成30年8月

第1 基本的な考え方

社会は大きな転換期を迎えている。IoTやAIなどの技術進歩も相まって、社会システム、経済、価値観が変化しつつある一方、かつてない人口減少・少子高齢社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければならない。

また、我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえると、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられる。

本年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流することで新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」を掲げている。これは、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの具現化に他ならず、これによって、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指している。

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、平成16年の設立以降、環境政策の実施機関として、多岐に渡る事務事業を適正かつ着実に遂行してきた。

今後も、上記のような環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭におきつつ、各業務の背景にある歴史的経緯や機構の役割、努力の方向性等を十分に認識し、適正かつ着実に業務を遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、機構への信頼を維持しながら、政策実施機能の向上を目指すことが求められる。

第2 事務及び事業の見直し

1. 公害健康被害の補償に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和四八年十月五日 法律第百十一号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

<講ずる措置>

本制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進めつつ納付義務者の協力を促すとともに、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

また、機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、そのための業務支援等にも積極的に取り組むことが求められる。

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

<講ずる措置>

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しを随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

<措置を講ずる背景・理由>

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成二八年一二月二二日 SDGs 推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成三〇年四月一七日 閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用益等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

<講ずる措置>

民間団体等への支援等においては、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、自然資源の活用、海洋プラスチック対策等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続し、また、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等をいかして地域のNPO・NGOを支援するという役割のもと、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

<措置を講ずる背景・理由>

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成十三年六月二二日 法律第六五号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成二八年七月二六日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

<講ずる措置>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

5. 維持管理積立金の管理

<措置を講ずる背景・理由>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和四五年一月二五日 法律第一三七号）においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

<講ずる措置>

維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成一八年二月一〇日 法律第四号、以下「石綿法」という。）が制定された。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意しつつ、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

<講ずる措置>

石綿法に基づく救済等の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。また、関係機関とも連携しながら、労災保険等の対象とはならない石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図るとともに、取り扱う個人情報等の管理に万全の対策を講じること等により、被害者の不安の解消に努めるなど、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

また、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

<措置を講ずる背景・理由>

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、広く産学官の研究機関の研究者から提案を募り研究・技術開発を実施する環境政策貢献型の競争的資金である。

競争的資金については、「第五次科学技術基本計画」（平成二八年一月二二日 閣議決定）では、研究力及び研究成果の最大化、効果的・効率的な資金の活用を目指すこととしている。また、第五次環境基本計画では、持続可能性を支える技術の開発・普及を重要戦略の一つとして位置づけ、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、環境研究・技術開発を総合的に推進することができる人材育成にも取り組む必要があるとしている。

推進費に係る業務については、環境省が「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成二七年八月策定）に基づき行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組み、平成29年度から本業務を本格的に実施している機構においては、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

<講ずる措置>

環境省が上記推進戦略等に基づき、行政ニーズの策定等に取り組む中で、機構は、公募、審査・評価等の業務において、一定の応募件数を確保し、外部有識者による公正な審査（事前評価）を実施すること等で高い研究レベルを確保する。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、外部有識者による中間評価、事後評価に加え、研究者支援等を充実させ研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等により、的確かつ効果的な研究管理を行う。

さらに、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

第3 組織の見直し

各業務における機構の役割や現状を踏まえ、現行の組織形態を維持する。なお、業務の実施状況等を継続的に確認し、必要に応じて人員配置の見直し等を行う。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

（1）経費の効率化

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き第3期中期目標と同水準の経費の効率化を堅持する。

（2）給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成二五年一二月二四日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

（3）調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成二七年五月二五日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

（4）財務運営の適正化

自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、上記（1）～（3）で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。また、資金の管理及び運用に関する規程を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

(5) 承継業務に係る適切な債権管理等

貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。

(6) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成二六年一月二八日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

(7) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成二六年 法律第一〇四号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し対応する。また、研修等により、全役職員の情報セキュリティに対する高い意識を維持し、適正な情報セキュリティレベルを確保する。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

(8) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。

(以 上)